

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準等について

令和3年4月27日

にかほ市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置について、大阪府、兵庫県、宮城県、東京都、京都府及び沖縄県に加え、4月20日からは埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県、25日からは愛媛県に適用が拡大されました。さらには、変異株感染は、大阪府、兵庫県で約8割、東京でも3割が急速に従来株から置き換わりが進みつつあります。

また、4月23日には、東京都・大阪府・京都府・兵庫県を対象とし、4月25日から5月11日までの期間で、3度目の緊急事態宣言が発出されました。

このことを踏まえて、秋田県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、緊急事態措置区域との往来については、真にやむを得ない場合を除き避けていただくよう要請するとともに、その他の地域との往来についても、入学や仕事、試験、冠婚葬祭等を除き避けるよう要請しています。

にかほ市では、市職員の行動等の基準を次のとおり改めるとともに、感染防止について強い注意喚起を継続して呼び掛けることとします。

1 市が主催するイベントや集会【継続】

- ① 原則として、大声での歌声・声援等がないことを前提としうるものについては収容定員以内とし、大声での歌声・声援等が想定されるものについては収容定員の50%を上限とする。

ただし、全国的な人の移動を伴うイベント（主に観客等の他都道府県からの往来が想定されるもの（選手や出演者等を除く。））又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、県と事前相談の上、開催の判断をする。

- ② 別紙「にかほ市イベント等開催時チェックリスト」を遵守すること。

2 市以外の団体が主催するイベントや集会【継続】

- 1の「市が主催するイベントや集会」の基準を参考としつつ、十分な感染防止対策を採って開催することを要請する。

3 市以外の団体が主催するイベントや集会への市職員の出席について【継続】

- 2の「市以外の団体が主催するイベントや集会」の基準に従って開催されていることを確認できた場合、市職員は出席できる。

4 市職員の出張について

- ① 緊急事態措置区域への出張は、真にやむを得ない場合を除き行わないこと。県外のその他の地域への出張については、できるだけ行わない。やむを得ず出張する際は、感染防止対策を徹底すること。なお、発熱等の症状がある場合は、出張を控えること。

※4月27日現在の措置区域は、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県。

- ② 政府が推奨する「新しい旅のエチケット」を参照の上、「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、国が提供している「接触確認アプリ（COCOA）」の活用も積極的に行うこと。
- ③ 出張中の行動履歴を整理しておくとともに、帰庁後は定期的な体温測定など慎重に健康観察を行うこと。万が一発熱や咳等の症状が現れた場合は、登庁せず、かかりつけ医又は「あきた新型コロナ受診相談センター」へ連絡すること。

5 来庁者等への対応について

- ① 市職員は、職務中はマスクを着用して来庁者等への対応に当たることを原則とする。ただし、健康管理上の必要等がある場合は、感染リスクの低い場所と時間を限って、マスクを外すことを許容する。
- ② 緊急事態措置区域からの来庁は、真にやむを得ない場合を除きお断りするほか、県外のその他の地域からの来庁は、できるだけ控えてもらうものとする。このことは掲示等でも周知を図る。やむを得ず来庁される方については、4の「市職員の出張について」の基準を参考として、「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、市職員も十分な感染防止対策を採って対応に当たること。そして、これら地域からの来庁者との会食は、原則として控えること。

6 市職員の私的旅行について

市職員は、緊急事態措置区域への私的旅行は、真にやむを得ない場合を除き行かないこと。県外のその他の地域への私的旅行は、入学や冠婚葬祭等を除き

避けること。やむを得ず往来する場合は、混雑や訪問先での会食を避けるなど、感染防止対策を徹底するとともに、**4**の②③の対応を採ること。なお、発熱等の症状がある場合は、私的旅行を控えること。

※観光や娯楽（スポーツ観戦、コンサート鑑賞、レジャー施設の利用など）、知人等への訪問などでの県外との往来は、自粛すること。

※県外からの帰省・知人等の訪問（やむを得ない場合を除く。）や観光などは避けてもらうよう、家族や親類等からアドバイスしてもらうこと。

〇にかほ市イベント等開催時チェックリスト（感染防止のチェックリスト）

1 徹底した感染防止等	
①マスク着用の徹底	マスク着用状況を確認し、忘れた者への対応や個別に注意等ができるようにする。
②大声を出さないことの徹底	大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるようにする。（隣席者との日常会話程度は、マスク着用の上で可能） 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保する。（最低2m）
2 基本的な感染防止等	
③手洗	こまめな手洗を促す。
④消毒	こまめな消毒を行うほか、消毒液を設置し、手指消毒を促す。
⑤換気	法令を遵守した空調設備により、又は窓を開けるなどにより、こまめな換気を行う。
⑥密集の回避	時間差入退場などで入退場時の密集を回避し、待合場所等が密集にならないよう工夫する。
⑦飲食の制限	飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食を制限し、休憩時間中やイベント前後の食事等による感染防止を徹底する。
⑧参加者の制限	入場時の検温を行い、入場を断った際の払い戻し措置等を規定しておく。
⑨参加者の把握	可能な限り事前予約制にするか、入場時に連絡先の把握を行う。 接触確認アプリ（COCOA）や秋田県版新型コロナ安心システムの活用を促す。
⑩催物前後の行動管理	イベント前後の感染防止への注意を呼びかける。
3 手続等	
⑪入退場やエリア内の行動管理	入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討する。
⑫地域に応じた対応	県の方針や業種別ガイドラインを確認し、イベントにおける感染防止の取組を公表する。 全国的又は1,000人を超えるイベントは、県に事前相談を行う。